

第3号議案

リプレース対象廃止計画のリプレース該当性判断について (案)

発電事業者から提出された以下の供給計画において、別紙のとおり、設備容量10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画が提出されたため、業務規程第90条の規定に基づき確認を行った結果、案件1～4はリプレースに該当しないと判断する。

1. リプレース対象廃止計画

案件1

供給計画を提出した発電事業者：東北電力株式会社
供給計画届出日：2020年2月28日
廃止する発電設備：秋田火力発電所2号機（設備容量35万キロワット）
廃止する発電設備の最大受電電力：34万キロワット
廃止時期：2020年3月

案件2

供給計画を提出した発電事業者：関西電力株式会社
供給計画届出日：2020年2月28日
廃止する発電設備：多奈川第二発電所1，2号機
（設備容量120万キロワット）
廃止する発電設備の最大受電電力：0キロワット※
廃止時期：2020年3月

案件3

供給計画を提出した発電事業者：中国電力株式会社
供給計画届出日：2020年2月25日
廃止する発電設備：岩国発電所2，3号機（設備容量85万キロワット）
廃止する発電設備の最大受電電力：0キロワット※
廃止時期：2020年6月

案件4

供給計画を提出した発電事業者：九州電力株式会社
供給計画届出日：2020年2月28日
廃止する発電設備：川内発電所1号機（設備容量50万キロワット）
廃止する発電設備の最大受電電力：0キロワット※
廃止時期：2021年度

※当該廃止計画以前から該当発電機は想定潮流の合理化により非稼働電源扱いとされており、当該廃止計画によって新たな空容量が発生しないため、最大受電電力を0キロワットとみなす

2. リプレース該当性判断結果

案件 1～4 はリプレースに該当しない

3. 判断の根拠

案件 1

- ・現時点において、当該事業者が業務規程第 90 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する建替え計画がないことを確認したため。

案件 2～4

- ・業務規程第 90 条第 1 項第 1 号に該当しないため。
(当該廃止計画以前から該当発電機は想定潮流の合理化により非稼働電源扱いとされており、当該廃止計画によって新たな空容量が発生しないため、最大受電電力を 0 キロワットとみなす)
- ・なお、現時点において、該当発電機が非稼働電源扱いとされて以降、当該事業者が業務規程第 90 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する建替え計画がないことを確認している。

以 上

【添付資料】

別紙：供給計画の抜粋（発電設備等の廃止計画記載部分）

（東北電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社
九州電力株式会社）

【参考】業務規程第90条

(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)

第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画（以下「リプレース対象廃止計画」という。）が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当する（以下「リプレース」という。）か否かの判断（以下「リプレース該当性判断」という。）を行う。

- 一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等（以下「リプレース発電設備等」という。）の最大受電電力が10万キロワット以上であること
- 二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リプレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等（特別高圧の系統に連系するものに限る。）を「新設発電設備等」という。）。但し、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備（当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。）における連系可能量をいう。）の範囲内である場合を除く。

三 次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合。

ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。）において、リプレース発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。但し、母線分割等によって上位系統が異なる場合を除く。

イ 新設発電設備等が、リプレース発電設備等とループ状に設置された基幹的な送電設備とを連系する電源線に直接連系するとき又は当該電源線から分岐する送電又は配電に係る設備を介して当該電源線に連系するとき。

- 2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、リプレース該当性判断のために必要な事項について確認を行う。
- 3 本機関は、第1項のリプレース該当性判断を行う上で、次の各号に掲げる事項を考慮する。
 - 一 リプレース対象事業者から提出される供給計画
 - 二 前項の確認結果の内容
 - 三 本機関若しくは一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討又は契約申込みの内容
 - 四 その他リプレース該当性の判断に必要な事項
- 4 本機関は、リプレース該当性判断において、リプレース対象廃止計画がリプレースに該当すると判断したときは、当該リプレース対象廃止計画を公表する。